

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
（取引残高報告書の記載事項等） 第百八条（略） 2（略） 3 第一項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イに掲げるとき（同号イの金融商品取引契約に係る有価証券及び金銭の受渡しを終了している場合に限る。）に作成する取引残高報告書は、次に掲げる事項を記載するものとする。 一（略） 二 当該個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る有価証券及び金銭の受渡しを終了した後の有価証券及び金銭の残高（次号に掲げる事項を除く。） 三（略） 四 信用取引、発行日取引（国債の発行日前取引を除く。）及びデリバティブ取引の未決済勘定明細及び評価損益 五（略） 4（略） 5 第三項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イの請求をした顧客に対し、同号ロに掲げるときに取引残高報告書を作成し、交付する場合には、同号イの金融商品取引契約に係る有価証券及び	（取引残高報告書の記載事項等） 第百八条（略） 2（略） 3 第一項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イに掲げるとき（同号イの金融商品取引契約に係る有価証券及び金銭の受渡しを終了している場合に限る。）に作成する取引残高報告書は、次に掲げる事項を記載するものとする。 一（略） （新設） 二（略） （新設） 三（略） 4（略） 5 第三項第一号の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イの請求をした顧客に対し、同号ロに掲げるときに取引残高報告書を作成し、交付する場合には、同号イの金融商品取引契約に係る有価証

金銭の受渡しが終了した時における当該顧客に係る次に掲げる事項の記載を省略することができる。

一 第三項第二号に掲げる事項

二 第三項第四号に掲げる事項

6 (略)

7 第一項の規定にかかわらず、第百十条第一項第五号又は第六号の規定により契約締結時交付書面を交付しない顧客から同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合には、第一項第二号トに掲げる事項として、同一日における当該銘柄の取引の単価の平均額を記載することができる。

8～11 (略)

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～二十四 (略)

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条において「外国会社報告書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付

券及び金銭の受渡しが終了した時における当該顧客に係る次に掲げる事項の記載を省略することができる。

一 有価証券及び金銭の残高（第三項第二号に掲げる事項を除く。）

二 信用取引、発行日取引（国債の発行日前取引を除く。）及びデリバティブ取引の未決済勘定明細及び評価損益

6 (略)

7 第一項の規定にかかわらず、第百十条第一項第六号の規定により契約締結時交付書面を交付しない顧客から同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合には、第一項第二号トに掲げる事項として、同一日における当該銘柄の取引の単価の平均額を記載することができる。

8～11 (略)

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～二十四 (略)

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券に係る外国会社報告書（法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社報告書をいう。

けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

イ 法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社報告書

ロ 法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社四半期報告書

ハ 法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社半期報告書

ニ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十八号の四に規定する外国会社確認書

ホ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）第二

条第三号の二に規定する外国会社内部統制報告書

ヘ イからホまでに掲げる書類の訂正に係る書類であつて英語で記載されたもの

ト 企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の四第二項に規定する外国親会社等状況報告書

二十六〓二十八（略）

）及び外国会社半期報告書（法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社半期報告書をいう。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

二十六〓二十八（略）

2 (略)

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第百七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び第百四十八条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。)

三 五 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条

一 三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹会社となること。

イ 指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。)による格付が付与されているもの

2 (略)

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為

三 五 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条

一 三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券(次に掲げるものを除く。)の引受けに係る主幹会社となること。

イ 指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。)による格付が付与されているもの

ロ (略)

五・六 (略)

七 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ〜ヘ (略)

ト 電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を受領し、又は提供する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品取引業者から受領する親法人等又は子法人等において電子情報処理組織の保守及び管理を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

チ (略)

八〜十二 (略)

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜十五 (略)

十六 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る外国会社報告書等が英語により記載される旨の説明を行わず、又はそ

ロ (略)

五・六 (略)

七 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

イ〜ヘ (略)

ト 電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を提供する場合（当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者から受領する親法人等又は子法人等において電子情報処理組織の保守及び管理を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）

チ (略)

八〜十二 (略)

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜十五 (略)

十六 顧客（特定投資家を除く。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託に類

の旨を記載した文書を交付しないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

（申請書等の提出先等）

第二百九十六条（略）

2（略）

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は金融商品仲介業者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地又は当該金融商品仲介業者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見

する外国投資信託の受益証券の外国会社報告書（法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社報告書をいう。）及び外国会社半期報告書（法第二十四条の五第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社半期報告書をいう。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該受益証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。）。

（申請書等の提出先等）

第二百九十六条（略）

2（略）

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者又は金融商品仲介業者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地又は当該金融商品仲介業者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見

4 (略)	出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者又は金融商品仲介業者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。
4 (略)	出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該金融商品仲介業者又は取引所取引許可業者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。